

障害者総合支援法の介護サービス ホームヘルプサービス「中野陽だまり」運営規程

(事業の目的)

第1条 生活協同組合パルシステム東京が開設する訪問介護事業所「中野陽だまり」(以下「事業所」という)が行う居宅介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者(厚生労働大臣が定める者)(以下「居宅介護員等」という)が、障害者(児)に対し、適正な居宅介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の居宅介護員等は、障害者(児)の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 生活協同組合パルシステム東京ホームヘルプサービス「中野陽だまり」
- (2) 所在地 東京都中野区東中野4-7-9

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護の利用の申し込みに係る調整、居宅介護員等に対する技術指導、居宅介護計画の作成を行う。
- (3) 居宅介護員 常勤換算 2.5名以上
居宅介護員は、障害者(児)の指定居宅介護、指定重度訪問介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日・祝日
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (4) サービスの提供は、365日、24時間行う。

(居宅介護等の内容及び利用者から受領する費用等について)

第6条 提供内容は、次のとおりとする。

居宅介護

身体介護:入浴、排せつ及び食事等の介護、通院介助。

家事援助:調理、洗濯及び掃除等の家事生活等に関する相談及び助言、通院介助。

2 居宅介護等サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によって告示上の額とする。そのうち利用者負担額を利用者又はその扶養義務者から支払いを受け、残額を区市町村から代理受領する。

3 通常の実施地域を超えてサービスを提供する場合の交通費の実費相当額を徴収する。

4 サービスの前日の営業終了時間までに連絡が無いキャンセルについては、従業者の人件費相当額をキャンセル料とする。

(事業の主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

居 宅 介 護:身体障害者(18歳未満のものを除く)
 知的障害者(18歳未満のものを除く)
 障害者児(18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等
 対象者)
 精神障害者(18歳未満のものを除く)
 難病等対象者(18歳未満のものを除く)

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、中野区・新宿区とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 居宅介護員等は、居宅介護等を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第10条 居宅介護事業所は、居宅介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 居宅介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 居宅介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、居宅介護員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、居宅介護員等との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は生活協同組合パルシステム東京と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置)

第11条 居宅介護等事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また、虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

2 虐待防止責任者は事業所の管理者とする。

附 則

(改廃)

この規程の改廃は、専務理事が行う。

(施行日)

この規程は、2007年2月1日から施行する。

2007年 2月 1日制定
 2008年 9月 1日改定
 2009年 3月 1日改定
 2009年 6月 1日改定
 2012年11月29日改定
 2019年 1月 7日改定
 2021年 9月 1日改定